

奥多摩ふれあいまつり出展要領

平成 20 年 9 月 2 日

奥多摩ふれあいまつり実行委員会

（目的）

第 1 条 奥多摩ふれあいまつり（以下「ふれあいまつり」という。）が融和と協働の精神をもって円滑に運営できることを目的に、ふれあいまつりに出展する団体等に対して、奥多摩ふれあいまつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が以下のとおり要領を定める。

（出展資格）

第 2 条 ふれあいまつりに出展できる団体等は次の事項に定めるところによる。

- （１）農 業 展 等 農業委員会及び農業協同組合等
- （２）商工業展等 町内に事業所を有する企業等
- （３）林 業 展 等 森林組合及び林業研究会等
- （４）福 祉 展 等 福祉関係団体等
- （５）行 政 展 等 各行政機関等
- （６）そ の 他 実行委員長（町長）が特に認めたもの

（出展内容）

第 3 条 ふれあいまつりに出展する団体等は、実行委員会が指定した場所内において出展するものとし、この範囲を超える出展あるいは会場内の別の一部を使用する出展を希望する団体は実行委員会事務局と協議をするものとする。

（出展申請）

第 4 条 ふれあいまつりに出展を希望する団体等については、実行委員会が定める申請書に必要事項を記載し、指定された期日までに実行委員会事務局へ提出するものとする。

（出展料）

第5条 前条により実行委員会が出展を許可したすべての団体等は、申請内容に基づき、別表に定める出展料を実行委員会が定める期日までに指定された方法で納めなければならない。

なお、実行委員長が特に認めた団体等についてはこの限りでない。

2 荒天等により2日間のうち1日中止となっても出展料は返還しないものとする。ただし、ふれあいまつりが中止となった場合はこの限りでない。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、ふれあいまつりの出展に関し必要な事項は、実行委員長が定めるものとする。

附 則 この要領は、平成20年度から施行する。

別 表

出 展 料 一 覧 (単位：円)

1コマ（2日使用）	販売する 出展者	P R のみ 出展者	追 加 料 金		
				販売する出展者	P R のみ出展者
テント（3.60m×2.70m） 1張	4,000	2,000	1 張	4,000	2,000
机（1.80m×0.73m） 2台			1 台	800	400
イス（パイプイス） 4脚			1 脚	200	100
電源（追加料金）	—	—	1 口	1,500	